

## 介護老人保健施設きなん苑給食委員会要綱

(平成25年11月1日要綱第14号)

改正 令和2年10月30日要綱第40号

### (設置)

第1条 介護老人保健施設きなん苑（以下「きなん苑」という。）における施設給食の改善向上及び安全性の確保並びに効率的な運営を図るため、介護老人保健施設きなん苑給食委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 給食計画及び給食の調査改善に関すること。
- (2) 施設及び設備の改善に関すること。
- (3) 業務方法の工夫に関すること。
- (4) 栄養衛生の研究に関すること。
- (5) その他目的達成に必要と認めたこと。

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げるきなん苑職員をもって構成する。

- (1) 施設長
- (2) 副施設長
- (3) 看護師長
- (4) 管理栄養士
- (5) 支援相談員
- (6) 看護師及び介護職員
- (7) 調理士

2 委員会には委員長を置き、施設長がこれに当たる。

3 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第4条 委員会は、年1回以上開催するものとする。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、管理栄養士が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、施設長が定める。

附則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附則（令和2年10月30日要綱第40号）

この要綱は、告示の日から施行する。